

# 社会福祉法人聖公会北海道福祉会定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成されるよう、または、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

- ア 保育所
  - (ア) 釧路頌栄保育園の設置経営
  - (イ) バチラー保育園の設置経営
  - (ウ) 深川あけぼの保育園の設置経営
  - (エ) 旭川頌栄保育園の設置経営

イ 一時預かり事業

ウ 放課後児童健全育成事業

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人聖公会北海道福祉会という。

### (経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道札幌市北区北 1 5 条西 5 丁目 1 番 1 2 号におく。

## 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- ① 理事 7名
  - ② 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
  - 3 理事長のみが、この法人を代表する。
  - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 10 条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び札幌市長に報告するものとする。

3 監事は、前項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

① 北海道釧路市弥生2丁目36番地1、38番地1所在の  
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 釧路頌栄保育園  
園舎 1棟（一階278.50平方メートル、二階304.90平方メートル）

北海道釧路市弥生2丁目23番4、23番5、36番1、38番1、  
38番2所在の釧路頌栄保育園 敷地 5筆（1,825.25平方  
メートル）

② 北海道沙流郡平取町本町65番地2所在の  
鉄骨一部コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
バチラー保育園 園舎 1棟（500.90平方メートル）

北海道沙流郡平取町本町65番2所在の  
バチラー保育園 敷地 1筆（785.07平方メートル）

- ③ 北海道深川市あけぼの町2,079番地2所在の  
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
深川あけぼの保育園 園舎 1棟 (303.30平方メートル)  
北海道深川市あけぼの町2,079番2、28、33所在の  
深川あけぼの保育園 敷地 3筆 (2,712.05平方メートル)
- ④ 北海道旭川市2条西3丁目1,712番地8、1712番地16所在の  
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 旭川頌栄保育園  
園舎 1棟 (一階 337.75平方メートル、二階 193.20平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人聖公会北海道福祉会の会報に掲載するものとする。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、札幌市長の認可を受けなければならない。

## 第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、札幌市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

## 第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人聖公会北海道福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	渡 辺	政 直
理 事	岡 村	龍 夫
理 事	大 友	正 幸
理 事	佐 藤	富 子
理 事	藤 井	清
理 事	福 田	一 郎
監 事	小 西	征 夫
監 事	柿 崎	憲 一

附 則

この定款は、1972年3月23日から施行する。

1999年 8月30日一部改正（公告の条文）  
2003年11月19日一部改正（字句の修正）  
2005年 6月14日一部改正（定款準則改正に伴う定款整備）  
2005年 9月13日一部改正（住居表示変更による）  
2009年11月 6日一部改正（新規事業追加、字句の修正等）  
2011年 4月11日一部改正（基本財産の変更）  
2012年 3月 5日一部改正（基本財産の変更）  
2012年12月20日一部改正（新規事業追加）  
2014年12月25日一部改正（条文整備）  
2015年 3月25日一部改正（基本財産の変更）  
2015年 5月29日一部改正（基本財産の変更）  
2016年 6月 6日一部改正（所管庁の移管）